

一般財団法人土屋教育文化財団

2026年度 奨学生募集要項

1.趣旨・目的

- (1)一般財団法人土屋教育文化財団(以下「この法人」という。)は、重い障害や難病を持つ方の在宅生活を可能にする重度訪問介護の担い手として成長してきた、株式会社土屋を設立の母体とし、誕生いたしました。わたしたちは、すべての人々に、自由と尊厳が守られた、その人らしい豊かな人生があるよう、願ってやみません。社会構造の中で生まれる経済的困難や障害によって夢をあきらめることなく、あなたの可能性を存分に花開かせ、いっしょによりよい未来社会を創造していきましょう。
- (2)奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。

2.応募資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当、またはその両方を満たしており、(3)～(5)のすべてを満たす者。国籍は問わない。

- (1)応募者自身が、次のいずれかの状況に該当する者
- ① 「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下『難病法』という。)」第5条第1項に規定されている ALS(筋萎縮性側索硬化症)などの指定難病の診断を受けた者
 - ② 次のいずれかの手帳等を保有している者のうち、障害等により生活等の援助の必要性が認められる者
 - イ)身体障害者手帳
 - ロ)療育手帳
 - ハ)精神障害者保健福祉手帳
 - ③ 交通事故被害者であり、次のいずれかの後遺障害認定をされた者
 - イ)自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)施行令別表第1
 - ロ)自賠法施行令別表第2

(2) 応募者の保護者、兄弟姉妹、または子供(以下「保護者等」という。)が、次のいずれかの状況に該当する者

- ① (1)①と同じ状況に該当する者
- ② (1)②と同じ状況に該当する者
- ③ (1)③と同じ状況に該当する者
- ④ 交通事故で死亡している者

(3) 大学にて医療・看護・福祉を専攻する学生、または医療・看護・福祉専門学校に在籍する学生

(4) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者

(5) 障害年金や遺族年金等の非課税所得を除く、世帯年収 600 万円以下である者

3.概要

(1)採用人数：3名程度

(2)奨学金の種類：給付型(原則、返還不要)

(3)給付金額：月額30,000円(年額360,000円)

(4)給付対象期間：応募時点の学年により、以下のとおり

給付対象期間	応募時点	備考
2026年4月より最大2年間	1年生、2年生	-
	3年生	3年課程の場合には、1年間分のみ
2026年4月より1年間	4年生	-

(5)他団体の奨学金との併用を認めます。ただし、他団体側が認めていない場合がありますので、併用を希望する奨学金の実施団体に各自ご確認ください。

4. 給付方法等

(1) 奨学金は、下記日程でお振込みいたします。

給付対象月	振込日(1年目)	振込日(2年目)
4～6月	10月末日	6月末日
7～9月		9月末日
10～12月	12月末日	12月末日
1～3月	3月末日	3月末日

(2) 原則、応募者本人名義の金融機関口座への振込みにより給付します。
保護者名義の口座しかない場合には、別途ご相談させていただきます。

(3) 下記に示すようなインターネットバンキングが利用できる(インターネット専業銀行を除く)銀行口座をお持ちでない場合には、この法人が指定する銀行口座を開設いただく可能性がございます。あらかじめご了承ください。

例示:三菱 UFJ 銀行、ゆうちょ銀行、中国銀行、トマト銀行、おかやま信用金庫 など

(4) 振込日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付します。

(5) 進学前に奨学金が振り込まれることはありません。

5. 応募方法と提出書類等

(1) 応募方法

- ① 応募者は、(2)の書類一式をこの法人のホームページの応募フォームにてご提出ください。
- ② 必要に応じて、記載されていない書類のご提出をお願いする可能性がございます。
- ③ 応募書類は返却いたしません。

(2) 提出書類

- ① 願書(様式第1)
- ② 小論文 ※テーマは「応募動機と夢への志」。文字数は1,500～2,000字程度。指定様式なし。
- ③ 成績証明書

応募時点	成績証明書
1年生	● 高校3年生時の成績証明書または調査票
2年生、3年生、4年生	● 直近の成績証明書

- ④ 同一生計の保護者の年収を証明する次のいずれかの書類の写し
- イ)令和6年1月1日から12月31日までの所得に基づく「所得証明書」(市区町村役場発行)
 - ロ)令和7年分の「源泉徴収票」
 - ハ)年金収入がある場合は「老齢年金決定(改定)通知」や「障害年金通知」
 - ニ)収入がない場合は「非課税証明書」
 - ホ)生活保護受給中の場合は「生活保護受給証明書」
- ⑤ 戸籍謄本(保護者等との関係の確認と保護者等の死亡日の確認が必要です)
- ⑥ 次のいずれかの手帳等の写し(指定難病の場合、保護者等死亡の場合は不要)
- イ)身体障害者手帳
 - ロ)療育手帳
 - ハ)精神障害者保健福祉手帳
- ⑦ 次のいずれかの証明書の写し(⑥の書類を提出する場合、保護者等死亡の場合は不要)
- イ)特定医療費受給者証
 - ロ)指定難病登録者証
 - ハ)医療機関の発行する証明書
- ⑧ (任意)大学または専門学校からの奨学生推薦書

(3)提出期限

2026年7月19日(日)までに(4)の提出先へご提出願います。

(4)書類提出先

(2)の書類一式をこの法人のホームページの応募フォームにてご提出ください。

(5)お問合せ先

一般財団法人土屋教育文化財団事務局(担当 宮本)

〒700-0822 岡山県岡山市北区表町一丁目5番1号10階1003号室

*この法人へのお問合せは、ホームページの「お問合せフォーム」からお願いいたします。

6.選考

- (1)一次選考は書類審査、二次選考は面接(オンライン)を行います。
- (2)面接は選考委員が行います。
- (3)選考の結果は、10月上旬に応募者全員へメールで通知をいたします。

7.奨学生の義務

- (1)奨学生は、毎年度終了後1か月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書をこの法人に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければなりません。
- (2)奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに報告する必要があります。
- (3)奨学生は、奨学金給付後もこの法人の定めた書類を期日までに提出する必要があります。
- (4)成績不良、素行不良等、この法人の奨学金給付規程に定める場合には、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8.個人情報保護に関する事項

- (1)提供された個人情報は、この法人の「個人情報保護方針」に従い適切に管理します。
- (2)提供された個人情報は、この法人において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他この法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
- (3)業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、この法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (4)提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、この法人のホームページへお問合せください。

以上